

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の
都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機
関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 健康保険法による保険医の登録
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 公有水面埋立ての追認
- 道路の位置の指定
- 職業訓練指導員試験の合格者

告 示

鳥取県告示第百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年二月一日	秋山歯科医院	米子市道笑町二丁目二二二の三

鳥取県告示第百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
森齒科診療所	鳥取市寿町五〇二	全国	昭和四十七年二月一日

鳥取県告示第百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに

国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申 出 の 受 理 年 月 日
森 齒 科 診 療 所	鳥取市寿町五〇二	昭和四十七年二月一日

鳥取県告示第百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
北 原 信	鳥医第一、六五八号	昭和四十七年二月九日

鳥取県告示第百七十号

昭和四十六年十二月十三日付けで倉吉市鴨河内二六二三番一地主笠清市ほか六人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五

条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十七年三月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての追認をしたので、同法同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 追認の日
昭和四十七年二月二十九日
- 二 追認を受けた者

漁港管理者 鳥取県

三 埋立てを追認した場所及び面積

岩美郡岩美町大字岩本字杵井屋敷一四四五の三番地先、一一四四の四

番地先及び一一四六番地先の水面

一、二五三・四三平方メートル

四 埋立ての目的

漁港施設用地、船揚場及び取合護岸を新設するため

鳥取県告示第七十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年二月十八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年三月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市吉方町三丁目一六六 有限会社 夏目不動産 代表取締役 夏目 恵一	鳥取市滝山字越シ塚ノ上四一七ノ一の一部 四一七ノ九〇〇 四二一ノ一〇〇 四二八ノ二〇〇 字下前田三七九ノ一の一部 三七九ノ八〇〇	幅員 五・〇〇メートル 五・一〇メートル 四二一ノ一〇〇 延長 三〇・五〇メートル

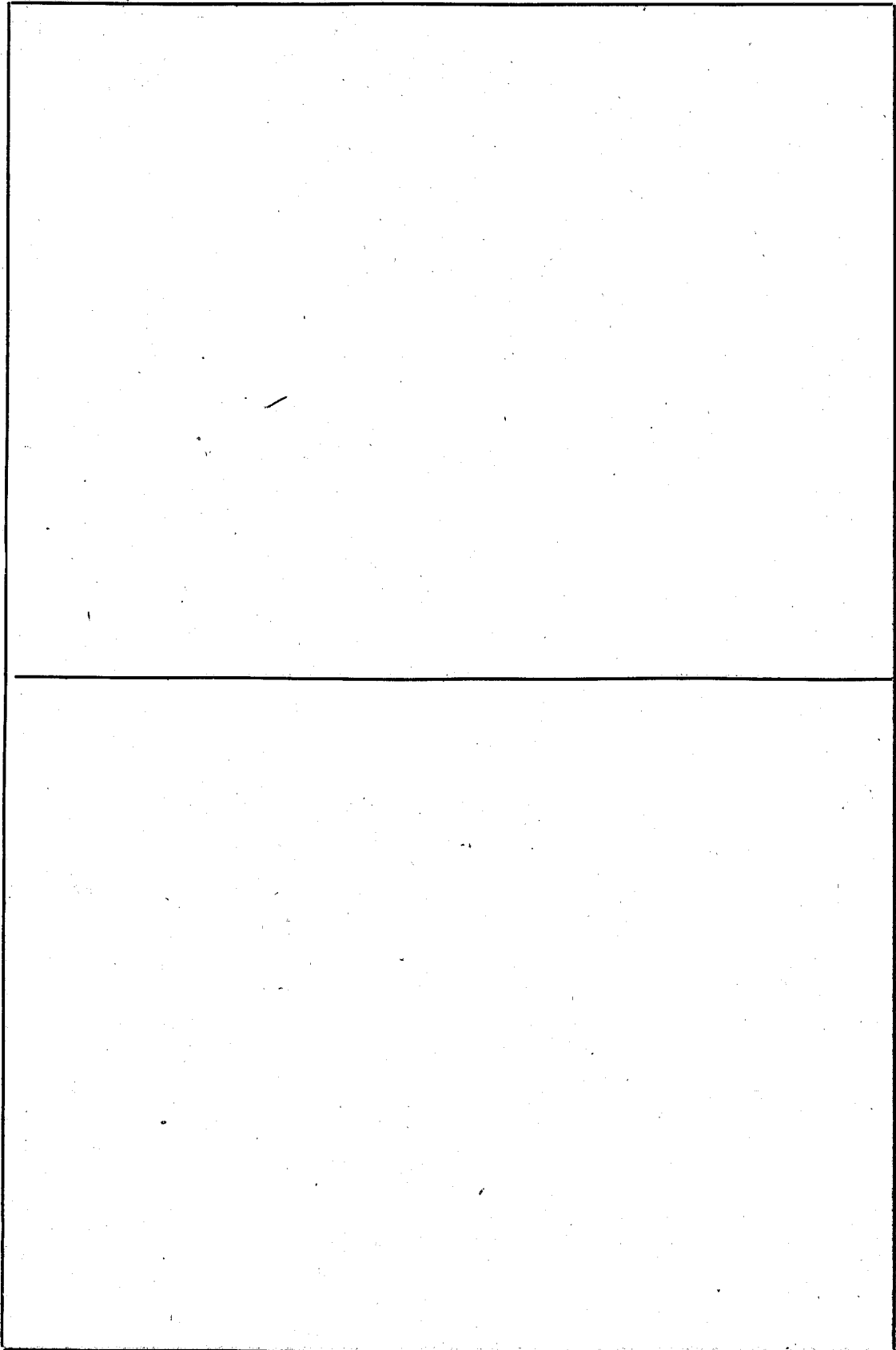
公 告

昭和47年2月10日に実施した職業訓練指導員試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和47年3月3日

鳥取県知事 石 破 二 朗

自動車整備科	多田 洋	西原 徹誠	大谷 要	河田 健二
竹歳 峯彦	杉原 忠雄	奥山 照雄	高田 幸夫	
松尾 敏弘	安達 晋	岡村 進	桑村 和夫	
西村 一郎	岸本 修	岸田 博仁	小椋 文雄	
奥村 恵司	上口 一郎	森本日出男		
高木 清史				
建築科				
建築科				
建築科				



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

昭和 年 月 日から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住 所

氏 名

(団体の場合は、
及び代表者名、
団体名)

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】